

## 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意すべき事項

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）等において、非支配株主持分の取扱い、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の確定の取扱い等の改正が行われたことを踏まえ、連結財務諸表規則等について改正を行っています（平成 26 年 3 月 28 日公表）。

この改正後の連結財務諸表規則等は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等から適用することとされており、多くの提出会社において平成 28 年 3 月期から適用することになると考えられます。

この改正に伴い、留意していただきたい事項は以下のとおりです。なお、本文中の法令又は会計基準の用語等については、略して記載している場合があります。

### 1. 少数株主持分、当期純利益等の表示に係る改正について

#### (1) 財務諸表における科目の表示について

連結財務諸表規則の改正により、改正前の「少数株主持分」について、改正後は「非支配株主持分」として記載することが必要です。また、改正前の「少数株主損益調整前当期純利益」について、改正後は「当期純利益」として、及び改正前の「当期純利益」について、改正後は「親会社株主に帰属する当期純利益」として記載することが必要です。

財務諸表別の科目表示に係る主な改正状況は下表のとおりとなります。

財務諸表	改正前	改正後	関連条文
連結貸借対照表	少数株主持分	非支配株主持分	連結財務諸表規則第 42 条 連結財務諸表規則第 43 条の 4 連結財務諸表規則 様式第四号
連結損益計算書	少数株主損益 調整前当期純利益 又は 少数株主損益 調整前当期純損失	当期純利益 又は 当期純損失	連結財務諸表規則第 65 条第 2 項 連結財務諸表規則 様式第五号
	少数株主利益 又は 少数株主損失	非支配株主に帰属 する当期純利益 又は 非支配株主に帰属 する当期純損失	連結財務諸表規則第 65 条第 3 項 連結財務諸表規則 様式第五号
	当期純利益 又は 当期純損失	親会社株主に帰属 する当期純利益 又は 親会社株主に帰属 する当期純損失	連結財務諸表規則第 65 条第 4 項 連結財務諸表規則 様式第五号

財務諸表	改正前	改正後	関連条文
連結包括利益 計算書	少数株主損益 調整前当期純利益 又は 少数株主損益 調整前当期純損失	当期純利益 又は 当期純損失	連結財務諸表規則第 69 条の 4 連結財務諸表規則第 69 条の 7 第 1 項 連結財務諸表規則 様式第五号 の二
	少数株主に係る 包括利益	非支配株主に係る 包括利益	連結財務諸表規則第 69 条の 7 第 2 項 連結財務諸表規則 様式第五号 の二
連結損益及び 包括利益計算書	少数株主損益 調整前当期純利益 又は 少数株主損益 調整前当期純損失	当期純利益 又は 当期純損失	連結財務諸表規則第 69 条の 3 連結財務諸表規則ガイドライン 連結損益及び包括利益計算書に 関する様式
	少数株主利益 又は 少数株主損失	非支配株主に帰属 する当期純利益 又は 非支配株主に帰属 する当期純損失	連結財務諸表規則第 69 条の 3 連結財務諸表規則ガイドライン 連結損益及び包括利益計算書に 関する様式
	当期純利益 又は 当期純損失	親会社株主に帰属 する当期純利益 又は 親会社株主に帰属 する当期純損失	連結財務諸表規則第 69 条の 3 連結財務諸表規則ガイドライン 連結損益及び包括利益計算書に 関する様式
	少数株主に係る 包括利益	非支配株主に係る 包括利益	連結財務諸表規則第 69 条の 7 第 2 項 連結財務諸表規則ガイドライン 連結損益及び包括利益計算書に 関する様式
連結株主資本等 変動計算書	少数株主持分	非支配株主持分	連結財務諸表規則第 71 条第 1 項 連結財務諸表規則 様式第六号
	当期純利益 又は 当期純損失	親会社株主に帰属 する当期純利益 又は 親会社株主に帰属 する当期純損失	連結財務諸表規則第 72 条第 4 項 連結財務諸表規則 様式第六号
連結 キャッシュ・ フロー計算書	少数株主への 配当金の支払額	非支配株主への 配当金の支払額	連結財務諸表規則第 88 条第 2 項 連結財務諸表規則 様式第七号 連結財務諸表規則 様式第八号

(2) 連結損益計算書、連結包括利益計算書等について

連結財務諸表規則の改正により、改正前の「少数株主損益調整前当期純利益」について、改正後は「当期純利益」として、及び改正前の「当期純利益」について、改正後は「親会社株主に帰属する当期純利益」として記載することとされたことに伴い、以下の対応が必要です。

- ① 改正後において、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を作成する場合、「親会社株主に帰属する当期純利益」は、「当期純利益」に「非支配株主に帰属する当期純利益」を加減して記載すること
- ② 改正後において、連結損益及び包括利益計算書を作成する場合、「当期純利益」の直後に、「親会社株主に帰属する当期純利益」及び「非支配株主に帰属する当期純利益」を付記すること

2. その他の改正について

(1) 取得による企業結合が行われた場合の注記

「企業結合に関する会計基準」等において、取得関連費用の取扱いや暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正されたことなどに伴い、連結財務諸表規則等において、取得による企業結合が行われた場合の注記事項について、下表のとおり改正が行われているため、留意が必要です。

改正前	改正後	関連条文
被取得企業又は取得した事業の取得原価及び <u>その内訳</u>	被取得企業又は取得した事業の取得原価及び <u>対価の種類ごとの内訳</u>	財務諸表等規則第8条の17第1項第3号 連結財務諸表規則第15条の12第1項第3号
— (新設)	<u>主要な取得関連費用の内容及び金額</u>	財務諸表等規則第8条の17第1項第5号 連結財務諸表規則第15条の12第1項第5号
取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに企業結合が行われた事業年度（又は連結会計年度）の翌事業年度（又は翌連結会計年度）以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額	取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由 前事業年度（又は前連結会計年度）に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度（又は連結会計年度）において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額	財務諸表等規則第8条の17第1項第10号 連結財務諸表規則第15条の12第1項第11号 財務諸表等規則第8条の17第4項 連結財務諸表規則第15条の12第4項

(2) 共通支配下の取引等の注記

「企業結合に関する会計基準」等において、親会社の持分変動による差額を資本剰余金に計上することとされたことに伴い、共通支配下の取引等の注記において、非支配株主との取引に係る連結財務諸表提出会社の持分変動に関する事項(非支配株主との取引によって増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因及び金額をいう。)を記載することが必要です(連結財務諸表規則第15条の14第1項第4号)。

なお、個別財務諸表において、当該注記を記載することは不要とされています(企業結合に関する会計基準第52項(4))。

以上